

# 第6章 都市整備の方針

## 1. 土地利用の方針

### (1) 土地利用の基本的な考え方

泊駅及び五差路周辺を核としたまちなかにおいて、都市機能の集約化、商店街の活性化などを推進するとともに、幹線道路や駅などが集中した交通の利便性を活かし、多くの人々が交流できる賑わいのある都市空間の形成、誰もが魅力を感じて暮らし続けることができるコンパクトなまちづくりを目指す。また、朝日町の豊かな自然環境、農地などを保全するとともに、それらと調和した集落地においては、生活の利便性向上などによって、住み慣れた土地でこれからも暮らし続けることができるまちづくりを目指す。

一方、朝日町の自然環境、歴史、地域固有の伝統・文化などに由来する資源を保全・活用し、多くの人々が交流できる拠点空間づくりを目指す。

このような基本的な考え方に基づき、土地利用の整備方針については、次の7地区及び6拠点に区分し、それぞれの整備方針を整理する。

### (2) 土地利用の整備方針

#### 1) 地区

##### ① 住居専用地区

第一種中高層住居専用地域に指定された地区を住居専用地区として位置付け、誰もが快適に暮らすことができる住宅専用地区として良好な住環境の形成を図る。

また、まとまりのある**未利用地**については、まちなかでの賑わいの創出、移住・定住の促進に向け**有効活用**を図るものとし、**泊駅南側（平柳地区）の未利用地**については、**土地区画整理事業**の支援や、既存公共施設再編など今後のまちづくりに必要な施設候補地の一つとして検討する。

一方、当初面整備が見込まれていた県立泊高等学校の南側や、国道8号と北陸自動車道の間位置する平柳地内の未利用地については、社会情勢の変化や地域住民の意向を勘案し、今後、土地利用のあり方を検討する。



若草町

##### ② 住居地区

第一種住居地域、準住居地域に指定された地区を住居地区として位置付け、住環境に配慮しつつ、まちなかの賑わい創出に寄与する一定規模の店舗等や都市機能施設の立地を許容しながら、誰もが快適に暮らすことができる住宅地として良好な住環境の形成を図る。

また、まとまりのある**未利用地**については、まちなかでの賑わいの創出、移住・定住の促進に向け**有効活用**を図るものとし、**県道入善朝日線に面する未利用地**



沼保

については、**町民の健康づくりや体力づくりに寄与する拠点・空間の整備**に向け、用途の変更を検討する。

一方、空き地や**空き家**については、所有者に対して適切な**維持管理**や**有効活用**などの改善を促し、安全で快適な住環境の維持を図る。

### ③ 商業・業務地区

商業地域、近隣商業地域に指定された地区を商業・業務地区として位置付け、商業・業務施設をはじめ、行政、教育、医療・福祉、交流などの都市機能施設の集積により、周辺住民が生活の利便性を享受できるとともに、多くの人々が交流し賑わいのある地区の形成を図る。

また、**まちなかを歩いて楽しめる環境**と美しく魅力的なまちを形成するため、**五叉路 Cross Five**、泊駅北側の商業施設アスカやあさひコミュニティホールアゼリアを核とした**商業機能を活用**するとともに、既存商店街においては、**歴史的な趣のある建築物の保全**や**沿道の緑化**、**空き店舗の活用**（若者等による起業、コミュニティビジネスの育成など）を推進する。

このほか、良好な沿道空間を確保するため、景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導を検討する。



コミュニティホールアゼリア

### ④ 幹線道路沿道・まちなか工業地区

準工業地域に指定された地区を幹線道路沿道・まちなか工業地区として位置付け、国道8号沿いにおいては、幹線道路沿道型の商業施設やまちなかの賑わい創出に寄与する都市機能施設の集積により、周辺住民が生活の利便性を享受できるまちの形成を図る。また、良好な沿道空間を確保するため、景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導を検討する。

他方、泊駅周辺においては、周辺の住環境に配慮し、



国道8号沿道

安全性を担保した工場や鉄道関連施設の立地を許容する。

### ⑤ 都市型集落居住地区

用途地域が指定された地区の南側に隣接し、県道朝日宇奈月線・町道泊桜町線を軸とした一帯を都市型集落居住地区として位置付け、既存の集落と田園環境との調和に配慮しながら、まちなかとの近接性による生活の利便性の維持・向上を図る。

また、隣接する朝日町立朝日中学校や朝日町文化体育センターなどの教育文化、スポーツ施設の立地を活かした文教・健康機能の充実を図る。



朝日町文化体育センター

## ⑥ 集落生活維持地区

集落生活維持地区については、無秩序な開発の監視等により、農地や海岸、里山などの自然環境を保全するとともに、これらとの調和に配慮しながら、海岸付近集落、田園地帯集落、山間地集落など各集落の特性を活かした適正な土地利用を推進する。

また、集落地については、住民が**住み慣れた土地で安全・安心して暮らし続ける**ことができるように、生活に欠かせない公共交通や、**コミュニティ施設などを維持**していくとともに、身近な公園や下水道の整備促進、適正な維持管理に努め、生活の利便性向上を図る。

このほか、海岸部における津波、山間部における土砂災害などの自然災害に備えた安全対策や、**有害鳥獣による農作物などの被害対策**を図る。



有害鳥獣対策

## ⑦ 森林環境保全地区

森林環境保全地区については、自然公園法及び富山県立自然公園条例に基づき、朝日県立自然公園の美しい自然風景を保護するとともに、森林の持つ水源かん養の機能や山地災害の防止機能の維持、動植物の生息地等としての観点から、森林環境の保全・維持を図る。

また、緑豊かな自然環境を活かして整備された棚山ファミリーランド、三峯グリーンランド、あさひ城山公園などのレクリエーション空間については、自然環境との調和に十分配慮しながら、住民や観光客が自然と触れ合い、レクリエーションを通して多くの人々と交流できる機能の充実を図る。



三峯グリーンランド

## 2) 拠点

### ① 産業創出拠点

工業地域に指定された地区や、朝日町鉄工団地及びその周辺を産業創出拠点として位置付ける。

用途地域内において、あいの風とやま鉄道泊駅南側に隣接した工業地については、立地する関連企業との協議のもと、周辺の住環境に対する適切な配慮を促していく。

また、県道入善朝日線に面する工業地域に指定された**未利用地**については、まちなかの魅力を高めるため、**跡地活用**と用途の変更を検討する。

朝日町鉄工団地及びその周辺においては、北陸自動車道朝日インターチェンジとの近接性や国道8号などの幹線道路への良好なアクセス性を活かし、集落や農地などの周辺環境に十分配慮しながら、雇用拡大に向けた積極的な**企業誘致**を展開する。



工業地域

## ② 医療・福祉関連拠点

あさひ総合病院、特別養護老人ホーム有磯苑などの医療・福祉施設が集積する一帯を医療・福祉関連拠点として位置付ける。

町内に立地する民間の医療・福祉関連施設との連携のもと、医療・福祉の中核となる拠点機能の充実を図るとともに、多くの人々が利用する公共公益性の高い地区として、集落や農地などの周辺環境に十分配慮しながら、利用者の利便性に配慮した環境維持を図る。



特別養護老人ホーム有磯苑

## ③ ヒスイ海岸周辺観光交流拠点

あいの風とやま鉄道越中宮崎駅を中心とした宮崎・境海岸周辺をヒスイ海岸周辺観光交流拠点として位置付ける。

本拠点には、ヒスイ海岸をはじめ、朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場、並びに朝日ヒスイ海岸パークゴルフ場や、海の幸（たら汁、カニなど）が堪能できる飲食施設などの観光交流資源を有しており、これらの資源を有効に活用するための施設整備を推進し、ヒスイ海岸周辺の自然を体感しながら、多くの人々が交流できる朝日町の代表的な観光交流拠点として整備・充実を図る。



オートキャンプ場

## ④ 舟川べり観光交流拠点

二級河川舟川沿いを舟川べり観光交流拠点として位置付け、拠点の核となる舟川の水質保全を図る。

また、本拠点には、住民に親しまれた清流舟川をはじめ、舟川べり周辺に咲く桜並木、チューリップなどの花木と朝日岳・白馬岳が生み出す美しい景観など、優れた観光交流資源を有しており、これらの資源を有効に活用し、イベントなどの各種ソフト事業を展開する。

さらに、**地域住民と行政の協働による修景整備や駐車場の整備検討**により、舟川べりの自然を体感しながら、多くの人々が交流できる朝日町の代表的な観光交流拠点として整備・充実を図る。



二級河川舟川

## ⑤ 歴史文化産業交流拠点

なないろKANや歴史公園、まいぶんKAN、百河豚美術館などが集積する一帯を歴史文化産業交流拠点として位置付ける。

本拠点については、朝日町立ふるさと美術館など、町内に立地する他の歴史や文化施設等関連施設との連携のもと、朝日町の歴史や文化、産業を学習・体験できる機能の充実、**各施設の周遊性**を高めるとともに、周辺の田園・集落環境との調和に十分に配慮しながら、多くの人々が交流できる朝日町の歴史文化産業を伝承する中核的な交流拠点としての整備を検討する。



歴史公園

## ⑥ 里山居住・交流拠点

笹川地区のふるさと移住交流体験施設さゝ郷ほたる交流館周辺を里山居住・交流拠点として位置付ける。

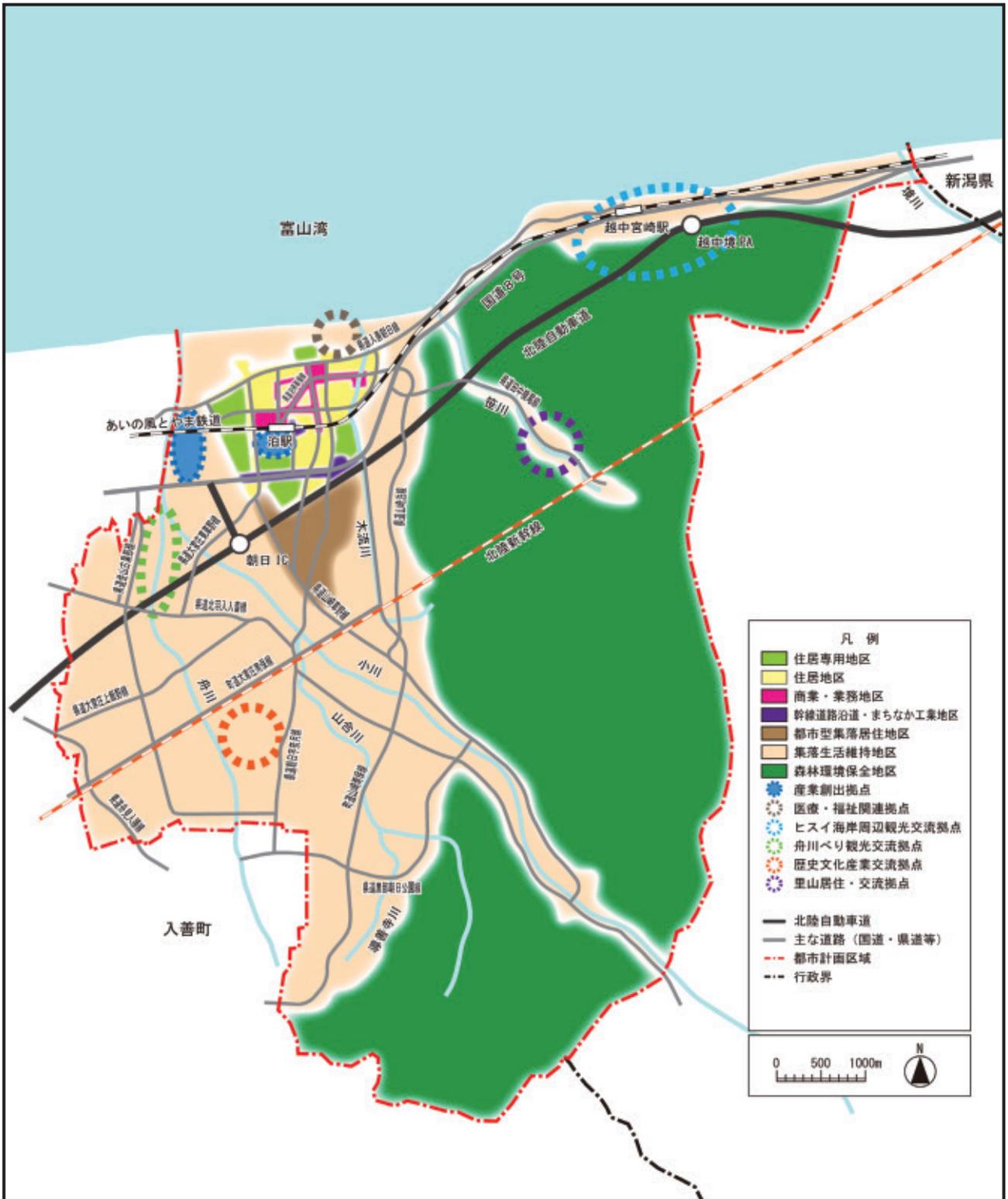
本拠点については、ふるさと移住交流体験施設さゝ郷ほたる交流館などの交流資源を有効に活用した交流機能の充実を図るとともに、里山の魅力的な環境を維持する。

また、朝日町の移住・定住を促進するための制度・事業（朝日町住宅取得奨励金交付制度、お試し移住体験、空き家情報バンク・空き家の活用など）と連動した移住・定住を促進するとともに、周辺の山間・集落環境との調和を感じながら、多くの人々が暮らし、交流できる拠点として、**生活に欠かせない施設の維持**や道路・公園・下水道などの生活の利便性向上を図る。



移住体験ツアー

# 土地利用方針図



## 2. 市街地整備の方針

### (1) 市街地整備の基本的な考え方

ここで述べる市街地とは、将来都市構造における「まちなか賑わい創出ゾーン」であり、概ね用途地域が指定されている範囲を基本とする。

市街地整備については、土地利用の方針を踏まえ、次の5つの整備方針に基づき、まちなかにおける都市基盤整備を推進するものとする。

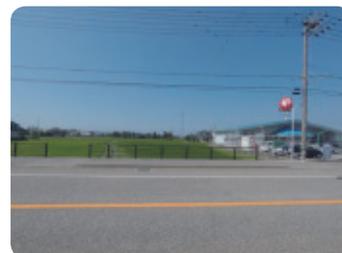
### (2) 市街地整備の方針

#### 1) 移住・定住人口の確保

交通の利便性の高いまちなかにおいて、移住・定住人口の確保に向け、土地区画整理事業により泊駅南側（平柳地区）の未利用地を活用する。

その他、移住・定住に関する総合的な情報提供・窓口対応の体制整備などと合わせ、多様な移住・定住ニーズの受け皿として、空き家の活用を推進する。

一方、まちなかの魅力を高め、まちなかへの移住・定住を誘導するため、県道入善朝日線に面する未利用地を活用し、町民の健康づくりや体力づくりに寄与する拠点・空間の整備と用途の変更を検討する。



泊駅南側(平柳地区)の未利用地



県道入善朝日線に面する未利用地

#### 2) 歩いて楽しめる商業空間の形成

朝日町の顔となるまちなかにおいて、住民や来訪者などがまちなかを歩いて楽しめる環境、賑わいのある商業空間を形成するため、五叉路 Cross Five などの核となる商業機能の活用をはじめ、歴史的な趣のある建築物の保全や、空き店舗の活用などによる既存商店街の連続性の確保や、核となる商業施設、朝日町図書館・明治記念館などの公共施設、泊駅などを結ぶ回遊性のある歩行者空間の改善、まちなかの商業空間を利用した「あさひまつり」などのイベントと連動したハード・ソフト両面での取り組みを推進する。

また、美しく魅力的なまちなか、良好な沿道空間を確保するため、景観に配慮した建築物や屋外広告物の規制誘導を検討する。

#### 3) あいの風とやま鉄道泊駅周辺の整備

通勤・通学者や高齢者などの住民の生活に欠かせないあいの風とやま鉄道泊駅については、駅利用の利便性を高めるため、駅南側への交通広場や駐車場、南北自由通路等の整備を図る。

また、鉄道を利用して朝日町を訪れる観光客などの起点（玄関口）として来訪者をもてなすため、駅周辺の魅力を高めるとともに、朝日町の観光拠点へ誘導する機能の充実を図る。

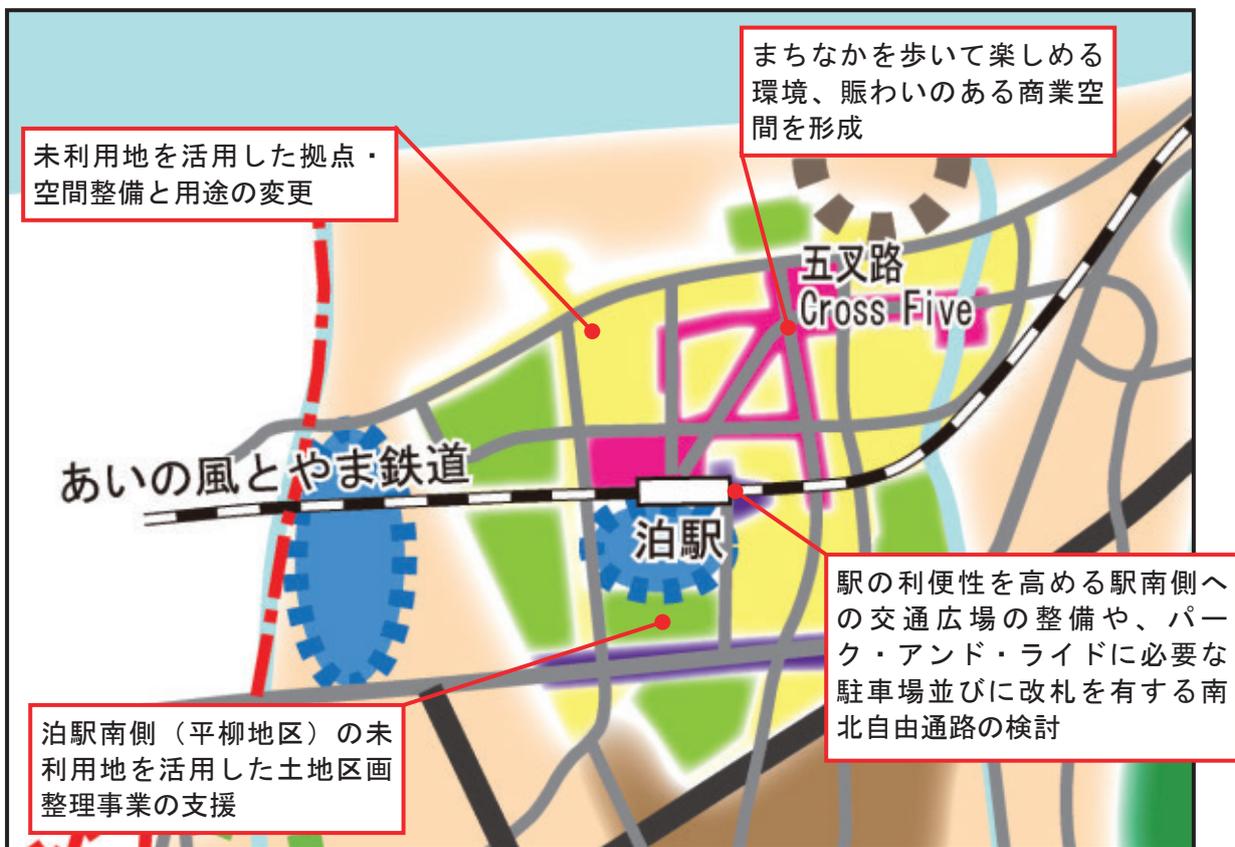
#### 4) まちなかにおける雇用の拡大

まちなかにおいて、職・住の両面から整備を推進するため、既存企業の雇用拡大に向けた機能の充実を支援する。

#### 5) 安全性の高いまちなかの形成

まちなかにおいて、防災上危険な密集住宅地や住工などの用途が近接した地区などの安全性を高めるため、公共施設の耐震化をはじめ民間施設や住宅の耐震化、老朽化が進む空き家の所有者に対し適切な維持管理や有効活用に向けた誘導、防災訓練、防災関連情報の周知などにより、防災意識の向上を図る。

また、災害時における避難場所、防災設備の備蓄施設の整備などを検討する。



### 3. 都市施設整備の方針（交通施設、公園・緑地、下水道等）

#### （1）交通施設の方針

##### 1) 交通施設の基本的な考え方

地域間の連携を担う北陸自動車道、国道8号などについては、他都市との広域的な交流や町内各地区の連携を強化することにより、各地区の賑わい創出、産業や観光の振興を目指す。

また、地域間の連携を担う幹線道路の整備により、多くの人々が往来するまちなか、まちなかと各集落地を連絡する道路の整備を推進するとともに、住民生活を支える生活道路の整備充実により、道路交通の円滑化や安全で快適な交通環境を目指す。

一方、住民の生活に欠かせない、あいの風とやま鉄道や、あさひまちバスなどの公共交通の連携強化、利用促進に向け更なる充実を図り、誰もが快適に利用できる交通ネットワークの構築を目指す。

このような基本的考え方にに基づき、交通施設の整備方針については、5つに区分し、各々の整備方針を整理する。



あいの風とやま鉄道

##### 2) 交通施設の整備方針

###### ① 広域連携道路

他都市との広域的な連携を担う北陸自動車道、**国道8号**については、**国・県や関係機関と連携**を図りながら、他都市との交流促進、産業や観光の振興に寄与する幹線道路として**整備を推進**する。

###### ② 地域間連携道路

朝日町において、東西方向の地域間の連携を担う北陸新幹線北側に整備された**町道大家庄南保線**や**県道入善朝日線**、南北方向の地域間の連携を担う**県道朝日宇奈月線**、**町道山崎南保線**については、**国・県と連携**を図りながら、各地区の賑わい創出、産業や観光の振興に寄与する幹線道路として**整備・拡充**を図る。

###### ③ 都市内連携道路

地域間連携道路との連携強化を図るとともに、まちなかや観光地周辺における交通の円滑化、まちなかを歩いて楽しめる環境を形成するため、**安全で快適な道路の整備**や、歩行者や自転車も安全に通行できる**歩道の整備**を促進する。

また、未着手となっている**（都）草野泊線**、**（都）国道8号停車場線**、**（都）沼保宮本町線**、**（都）草野東草野線**などの都市計画道路の整備を推進する。



都市計画道路沼保宮本町線

#### ④ 主な生活道路

地域間連携道路や都市内連携道路との連携強化を図るとともに、住民の生活に密着した道路として、整備要望が多い道路や道路照明などの附帯施設の更新、橋梁の長寿命化対策などを促進するとともに、小・中学校への通学路など、安全施設の整備を推進する。

また、まちなかを歩いて楽しめる環境を形成するため、五叉路 Cross Five、朝日町図書館・明治記念館などの公共施設や泊駅を連絡する道路の歩行空間の改善に努め、歩行者などの回遊性向上を図る。

冬期間における雪対策として、国や県など関係機関との連携を図りながら、車道・歩道の除排雪の充実、融雪施設整備の促進、路面の凍結対策など、きめ細かな対応に努める。

#### ⑤ 公共交通

住民の生活に欠かせないあいの風とやま鉄道については、泊駅の交通結節機能の強化を行うとともに、パーク・アンド・ライドの普及に向けた鉄道利用者の利用促進を図る。

また、あさひまちバスについては、利用者からの多様なニーズに応えるため、あいの風とやま鉄道との連携を強化するとともに、朝日町内と北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅を連絡するあさひまちエクスプレスの充実などを検討し、効率的・効果的な運行システムを構築し、利用の促進を図る。

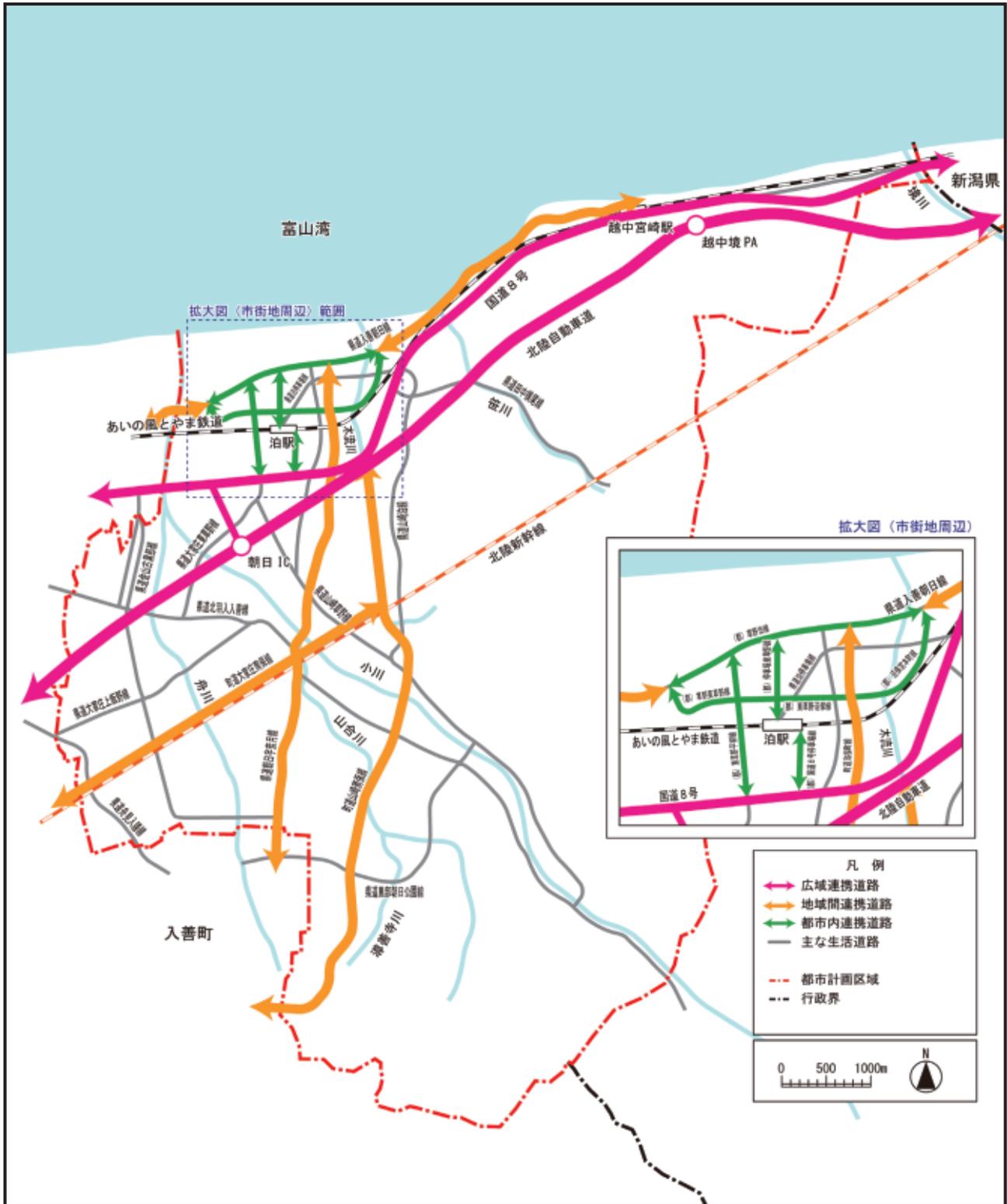


泊駅



あさひまちバス

# 交通施設方針図



## (2) 公園・緑地の方針

### 1) 公園・緑地の基本的な考え方

朝日町は、大半が山林であり、「朝日県立自然公園」に指定されているほか、「棚山ファミリーランド」、「朝日町総合運動公園」、「沼の保公園」などが整備され、緑豊かな環境を有している。

これらの公園・緑地は、都市に潤いを与える身近な緑として、今後も、適切な維持管理を行い、人口減少・少子高齢化社会、防災・安全対策の高まりなど、多様化するニーズに対応するため、町土の豊かな自然資源を活用した緑化や公園施設の充実により、緑豊かなまちづくりを目指す。

このような基本的考え方に基づき、公園・緑地の整備方針については、3つに区分し、各々の整備方針を整理する。

### 2) 公園・緑地の整備方針

#### ① 緑豊かな自然環境の保全

「朝日県立自然公園」に指定された山林には、温暖帯の植物から高山植物まで両極端の群落が見られるなど、朝日町には緑豊かな自然環境が保全されている。

これらの緑豊かな山林資源の保全と適切な維持管理を行うとともに、自然環境と調和した「棚山」、「城山」、「三峯グリーンランド」、「舟川べり」を住民等が緑と親しめる緑の核として位置付け、緑に包まれたレクリエーション空間としての活用促進を図る。

#### ② 公園・緑地等の充実

「棚山ファミリーランド」、「朝日町総合運動公園」、「沼の保公園」などの地域の拠点となる公園については、適切な維持管理と機能強化を図り、多様なレクリエーションの場として利用促進する。

「舟川新公園」、「三枚橋公園」、「井ノ口公園」、「金山公園」などの身近な公園については、当該公園が位置する地区の良好な住環境の創出に向けた公園機能の充実を図る。

また、身近な公園については、多様な住民ニーズを的確に捉えながら、質的・量的に見て真に必要なとされている公園・機能を供給していくことが大切であり、公園の誘致圏や既存公園との配置バランスを考慮し、新たな公園の整備を検討するとともに、適切で継続的な維持管理を行うため、指定管理者制度の導入検討や住民参画による日常的な維持管理など管理体制の構築を推進する。

一方、「不動堂遺跡公園」や「歴史公園」などの特色ある公園は、朝日町の個性や魅力を内外に発信できる公園として、整備・充実を図る。

このほか、住宅地、工業地、寺院・神社の緑などの民間施設、小・中学校などの公共施設の緑化を推進し、緑豊かなまちづくりを推進する。

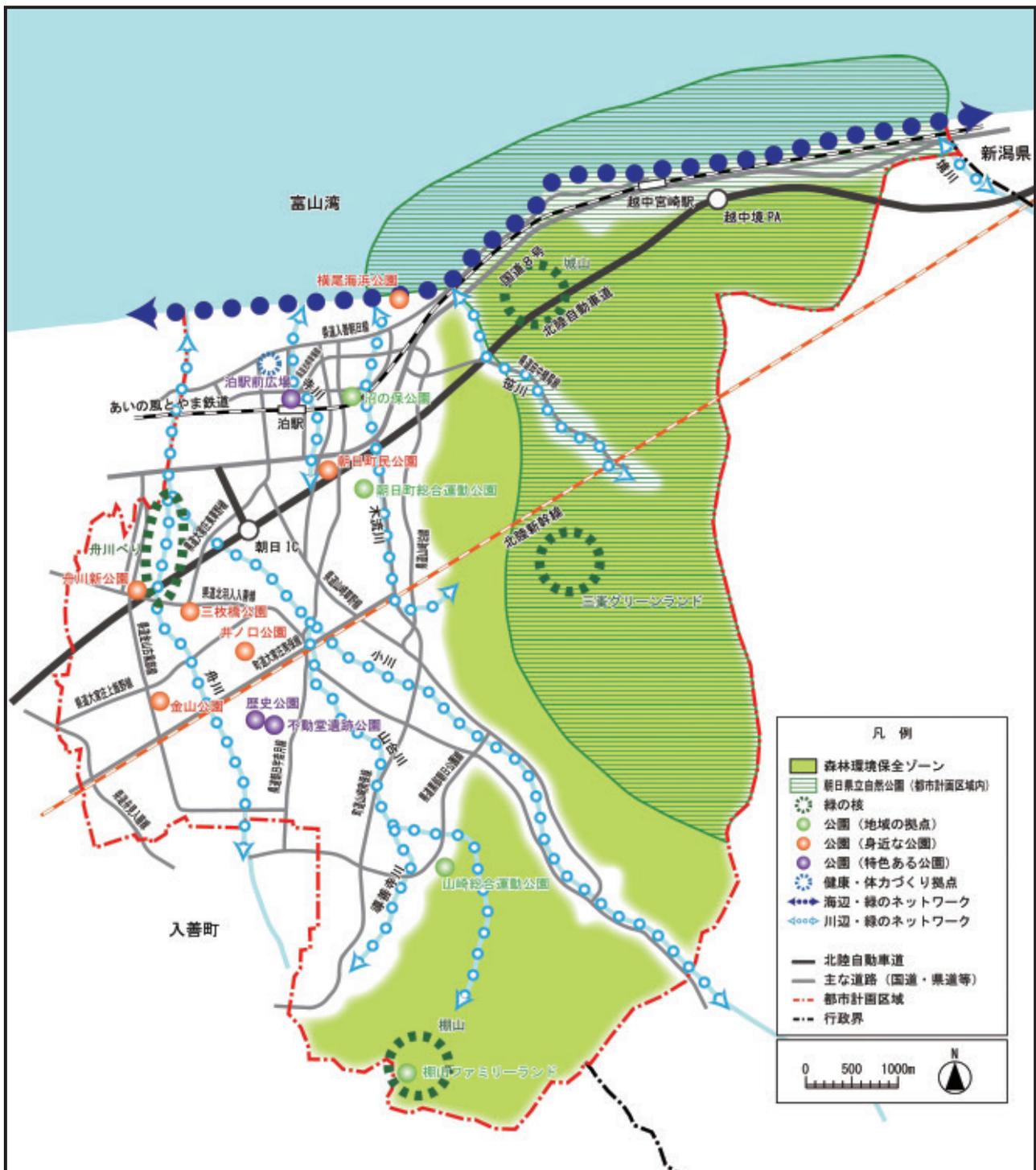
また、まちなかにおいては、県道入善朝日線に面する未利用地を活用し、町民の健康づくりや体力づくりに寄与する拠点・空間の整備を検討する。

### ③ 緑のネットワークの形成

緑豊かなまちづくりを実現するとともに、朝日町に点在する公園について、さらに魅力を高め、公園の利用を促進するため、公園へのアクセス道路の沿道緑化や、公園相互を案内する統一サインの設置などによるネットワーク化を検討する。

また、町内における緑の連続性を確保するため、松並木が美しい海岸線の緑地、二級河川の小川、舟川などの河川沿いの桜並木などの花木を保全するとともに、海岸線や河川沿いの散策コースの整備を検討する。

## 公園・緑地方針図



### (3) 下水道等の方針

#### 1) 下水道等の基本的な考え方

簡易水道等については、住民生活に不可欠なライフラインであるため、計画的で効率的な水道施設の整備と適切な維持管理を行い、飲料水をはじめとした良質な上水の安定的な供給が必要である。

一方、下水道については、都市の健全な発展、生活環境の質の向上、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たす施設であるため、地域特性に応じて公共下水道、合併処理浄化槽など、生活排水処理施設の計画的な整備と適切な維持管理を行い、普及率の向上と安定的な下水道サービスの提供を目指す。また、老朽化が進む下水道施設などの長寿命化対策を推進する。

このような基本的考え方に基づき、下水道等の整備方針については、2つに区分し、各々の整備方針を整理する。

#### 2) 下水道等の整備方針

##### ① 簡易水道等の方針

簡易水道等については、朝日町水質検査計画に基づく水質管理を徹底するとともに、老朽化した水源・配管等の改善整備を進め、安全で良質な上水の安定供給を図る。

##### ② 下水道の方針

下水道については、平成8年度から行われてきた下水道事業の普及促進に向けて、大庄家・山崎地区などの二級河川の小川左岸における下水道整備区域の拡大を図る。

また、終末処理場の増設整備、適正管理を進めるとともに、老朽化が進む下水道施設の長寿命化対策を推進する。

一方、下水道区域外については、合併処理浄化槽の普及を図る。

このほか、災害時などにおいて、下水道施設の機能を維持または早期回復することができるように、「下水道BCP計画（下水道事業継続計画）」の策定を検討する。

# 下水道方針図



## 4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

### (1) 自然環境の保全及び都市環境形成の基本的な考え方

近年における地球温暖化や森林の減少など、地球的規模での環境問題は深刻さを増している。

朝日町においては、「朝日県立自然公園」に指定される緑豊かな山林、ヒスイ海岸として親しまれる宮崎・境海岸、都市を潤す二級河川の小川や舟川などを有しており、自然環境に恵まれたまちであることを認識し、これら恵まれた自然環境との共生に配慮したまちづくりを目指す。

また、朝日町の豊かな自然環境の保全と合わせ、快適な都市環境を次世代に引き継いでいくため、循環型社会の構築に向けたまちづくりを推進する。

このような基本的考え方に基づき、自然環境の保全及び都市環境形成の整備方針については、2つに区分し、各々の整備方針を整理する。

### (2) 自然環境の保全及び都市環境形成の整備方針

#### ① 自然環境保全の方針

「朝日県立自然公園」など緑豊かな山林資源を保全し、山林が有する機能の維持や豊かな自然環境の維持を図るとともに、森林レクリエーション等の余暇活動の場として活用する。

また、ヒスイ海岸として親しまれる宮崎・境海岸については、既存の自然資源は極力現状のまま保全するとともに、行政と住民の協働による緑化推進と持続性のある保全体制の構築を図る。また、行政の適正な指導のもと、海浜レクリエーション活動の場としての活用も進めていく。

一方、二級河川の小川、舟川、木流川、笹川、境川等の河川水域は、潤いの空間として水質の保全、水生生物の保護育成、舟川べりの桜並木、チューリップなどの花木に代表されるような周辺環境を含む良好な河川環境の整備などを推進するとともに、官民一体となって維持管理に努める。

このほか、自然環境を継続的に保全するため、関係機関との連携強化や、不法投棄などを防止するための監視パトロールを実施するとともに、朝日町の魅力的な自然環境を活用した教育・学習の推進、多様な情報提供などにより、自然環境に対する住民の意識向上を図る。



町民総ぐるみ清掃デー

#### ② 都市環境形成の方針

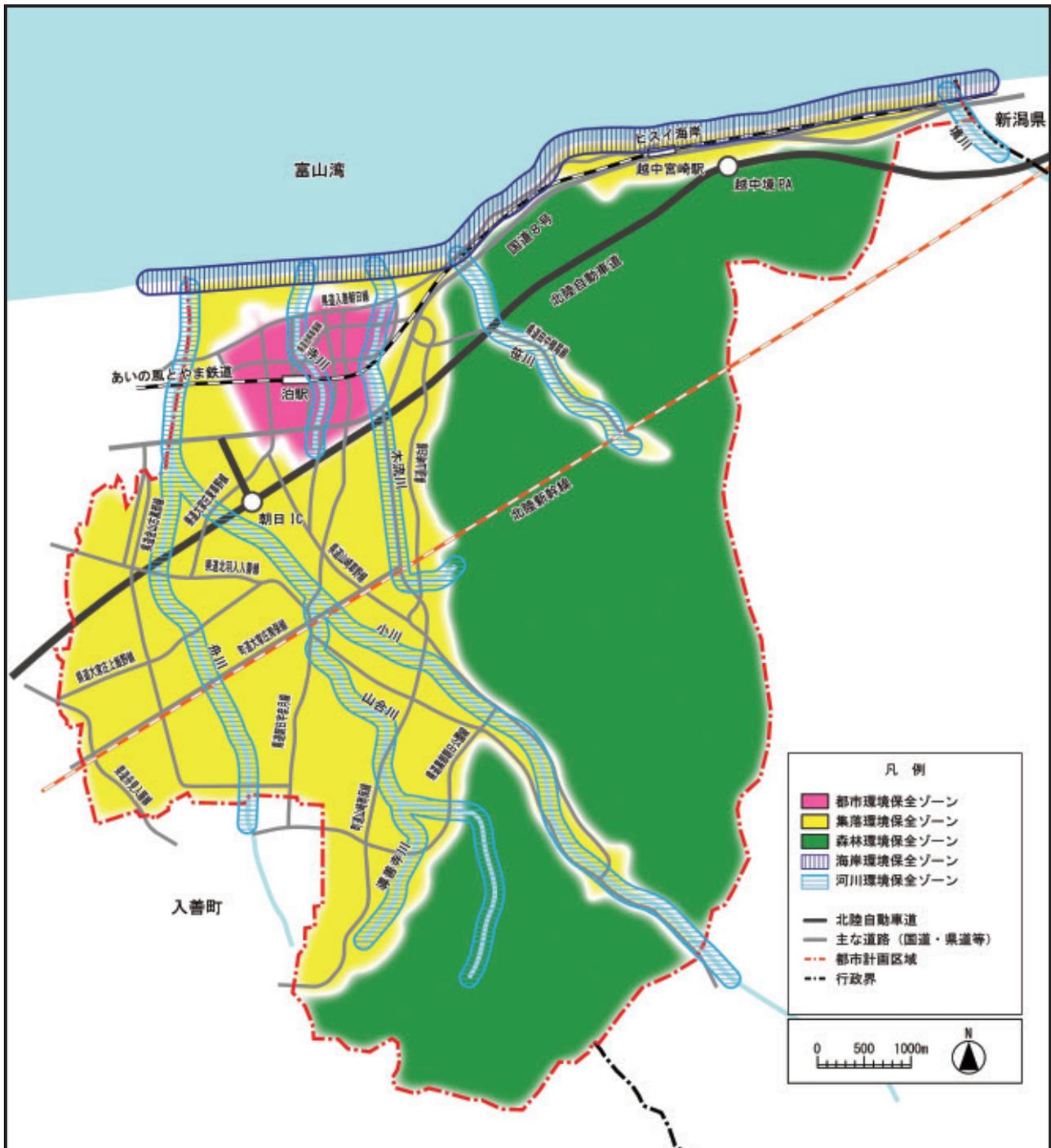
快適な都市環境を形成するため、市街地や集落地に応じた自然環境共生型のまちづくりを目指し、用途地域内の公園・緑地の充実をはじめ、宅地周りの緑化を支援するとともに、身近な公園や生活道路などについては、地域ぐるみによる定期的な清掃活動、沿道における花植え運動など、美しいまちづくりに向けた住民活動を促進する。

また、3R運動\*の推進による、ごみの減量化・資源化を促進し、特に家庭や事業所でのごみの排出量を抑制するほか、公共施設や一般住宅での省エネルギー対策や再生可能エネルギー施設の導入を推進し、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出抑制や、循環型社会、低炭素社会の構築を図るとともに、住民などに対する環境教育の機会や情報提供の充実を図る。

一方、関係機関との連携により、水質汚濁、騒音、大気汚染等の公害の未然防止に努める。

\*3R運動：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を表し、3Rに取り組むことで循環型社会を目指すそうとする取り組み。

## 自然・都市環境方針図



## 5. 都市景観形成の方針

### (1) 都市景観形成の基本的な考え方

朝日町は、海拔0mから3,000mの変化に富んだ雄大な自然環境を有しているとともに、不動堂遺跡、境関所跡などの歴史・文化を今に残している。

また、泊地区に形成された中心市街地には、賑わいのある都市景観が見られるほか、五箇庄・大家庄などの平野部、宮崎・境などの海岸部、笹川・南保・山崎などの山間部には、特徴的な集落景観が見られる。

これら景観資源を保全・活用するとともに、美しい農山漁村の風景を守り次世代に引き継ぐため、平成16年に制定された景観法の活用などを旨とする。

このような基本的考え方に基づき、都市景観形成の整備方針については、4つに区分し、各々の整備方針を整理する。

### (2) 都市景観形成の整備方針

#### ① 自然景観

##### ■ 森林景観保全ゾーン

海拔0mから3,000mの高度差を有する山地は、「朝日県立自然公園」などに指定され、温暖帯の植物から高山植物まで両極端の群落が見られるとともに、山あいの豊かな緑は、朝日町の骨格を形成し都市を取り巻く美しい森林景観を成していることから、自然環境の保護、ナチュラルリストによる自然保護思想の啓発運動の推進、林業の活性化など積極的な保全整備を行う。

##### (城山周辺緑の拠点)

標高約250mの城山には、住民等の憩いの場である城山公園が位置しており、公園からは、山林の緑越しに富山湾や朝日町のまちなみが一望できるとともに、公園内のサクラ、ツツジは「とやま花の名所」に選ばれており、サクラ、ツツジをはじめとする植物の保全、眺望点としての適切な維持管理などに努める。

##### (棚山周辺緑の拠点)

棚山周辺は、標高300m程度の山麓に広がる台地で頂上は高原状に開けて大きなため池を有する棚山ファミリーランドが位置しており、レクリエーション空間として親しまれていることから、水と緑を感じる空間づくりに努める。

##### ■ 海岸景観保全ゾーン

ヒスイ海岸として親しまれる宮崎・境海岸は、日本の国石であるヒスイの原石が打ち上げられる日本でも珍しい海岸であり、「日本の渚百選」にも選定されている。また、海岸周辺には、あいの風とやま鉄道越中宮崎駅、オートキャンプ場、温泉施設、漁港などがあり、本計画において観光交流拠点として位置付けていることから、ヒスイ海岸の美しい景観を保全するとともに、ヒスイ海岸をはじめとするこれら地域資源の一体的な環境整備を図る。

一方、泊、五箇庄地区の海岸線については、海岸線の侵食作用が激しいことから、コンクリート護岸などが整備されている。今後も防潮林の保全、海浜公園の充実や、海岸線の修景、夕日に映える景観づくりなど、景観的な配慮に努める。

### ■河川景観保全ゾーン

二級河川舟川べり周辺は、「春の四重奏」として桜、菜の花、チューリップなどの花木が見られるとともに、舟川べりは、「とやま花の名所」として選定されている。また、本計画において観光交流拠点として位置付けていることから、**春の桜、チューリップ等の花による春の四重奏が楽しめる景観の名所**として、花木の保全、河川景観と調和した**環境整備**を行うとともに、**駐車場整備の検討**など、さらに多くの来訪者の受け入れに向けた**体制の整備**を図る。

このほか、朝日町を代表する河川である二級河川小川等は、朝日岳など緑豊かな山々を源に発し、常に豊潤な水をたたえ、大地に恵みをもたらし、人々の暮らしを支えてきた河川であることを認識し、変化に富んだ清流の維持、河川景観の保全、水と親しむ空間づくりを推進するとともに、河川に架かる橋りょう等の修景整備、水生生物や、アユ、ヤマメなど魚の放流、育成、繁殖を維持する環境づくりに努める。

## ② 歴史・文化景観

歴史公園、不動堂遺跡をはじめ、なないろKAN、まいぶんKAN、百河豚美術館などが集積する一帯は、朝日町の歴史や文化的な景観を見ることが出来る場所であるため、周辺の田園や集落との調和に配慮しながら、これら景観資源の保全・活用に努める。

また、宮崎、境地区には、浜山玉づくり遺跡、宮崎城跡、境一里塚、境関所跡など、縄文、平安、鎌倉、江戸の各時代の遺構の集積が見られることから、これら歴史的な景観資源を保全するとともに、点在する景観資源のネットワーク化などを検討する。

一方、朝日町の歴史・文化景観を継承していくため、芸能や祭りなどの文化的景観の保全・活用、歴史・文化に関する勉強会などの開催、情報提供などにより、住民の歴史・文化景観に対する意識の向上を図る。

## ③ まちなか・集落景観

### ■まちなか景観ゾーン

本ゾーンは、朝日町の中心市街地として、幹線道路の集中や、あいの風とやま鉄道泊駅が位置しており、今後もまちの顔として、賑わいの創出やそれに相応しい景観づくりが必要である。

このため、活気にあふれた商業空間の演出を図るとともに、人が集う拠点（人にやさしいまち）としてまちなみの統一化の検討や、公園や道路の緑化などにより、魅力的な空間を創出する。

また、国道8号、県道入善朝日線などの幹線道路については、良好な沿道景観を形成するため、建築物や屋外広告物の規制誘導を検討する。

## ■ 集落景観ゾーン

### (平野部集落)

五箇庄、大家庄などの平野部の集落では、コシヒカリをはじめとして、チューリップ、アスパラガス等が生産される広大で美しい田園が見られるため、無秩序な開発を抑制しながら、田園と調和した集落景観を保全する。

また、前述した歴史公園、不動堂遺跡などの歴史・文化的な景観資源を有する地区であり、これら景観資源を活用した集落景観づくりに努める。

### (海岸部集落)

宮崎・境などの海岸部の集落には、朝日町の代表的な観光地であるヒスイ海岸や、宮崎漁港などが位置しており、ヒスイ海岸や漁港施設と調和した良好な集落景観の保全、無秩序な開発の抑制に努める。

また、前述した境一里塚、境関所跡などの歴史・文化的な景観資源を有する地区であり、これら景観資源を活用した集落景観づくりに努める。

### (山間部集落)

笹川・南保・山崎などの山間部の集落には、緑豊かな里山の景観や、古くから伝わる風習や行事などが今も受け継がれており、蛭谷の和紙やバタバタ茶、南保や笹川の棚田などの景観は、少なくなりつつある日本的なふるさとの情景を有している。

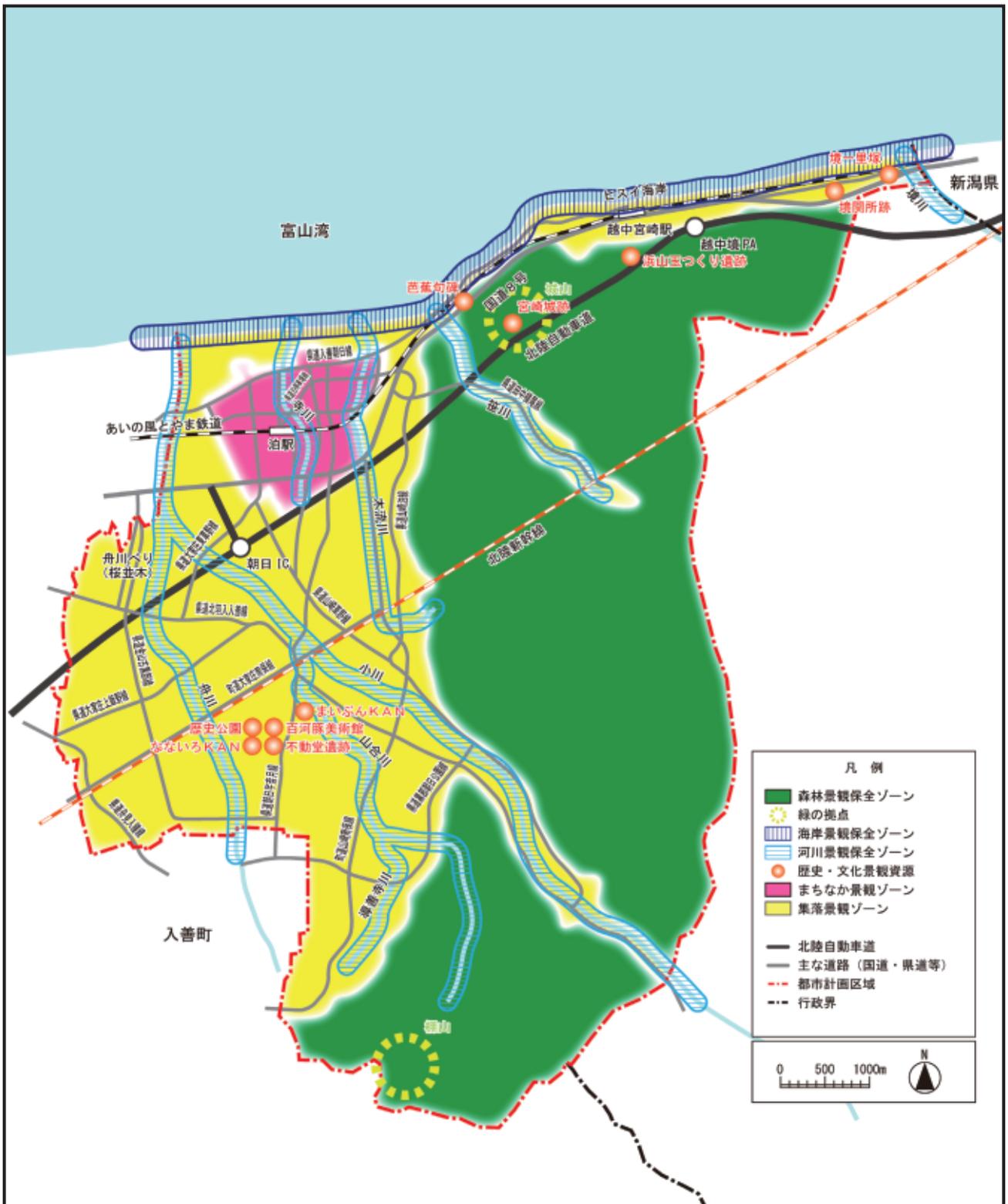
そのため、無秩序な開発を抑制しながら、これまで受け継がれてきた文化の継承と合わせて、棚田などの集落景観を保全する。

## ④ 良好な景観形成に向けた体制づくり

良好な景観づくりには、行政だけでなく、町民、事業者が積極的に取り組むことが必要であるため、町民・事業者・行政の協働による景観づくり体制を構築するとともに、景観について話し合う場や機会の創出を検討し、景観形成に関する取り組みを推進する。

また、景観に関する情報提供や小・中学校などの教育機関と連携した景観教育の実践を検討するなど、町民・事業者・行政が朝日町の景観づくりの将来ビジョンを共有できるように、景観法や富山県景観条例などを踏まえた景観計画の策定を検討する。

# 都市景観形成方針図



## 6. 都市防災の方針

### (1) 都市防災の基本的な考え方

都市防災は、住民の生命、身体及び財産の安全を守るため、重要な検討課題である。

朝日町では、「朝日町地域防災計画」を踏まえながら、東日本大震災等の大規模な地震・津波を教訓とした地震・津波への対策はもとより、風水害、土砂災害、雪害、火災などにも備えるため、ハード・ソフトの両面から対策を講じることにより、住民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを目指す。

このような基本的考え方に基づき、都市防災の整備方針については、4つに区分し、各々の整備方針を整理する。

### (2) 都市防災の整備方針

#### ① 地震・津波対策の強化

災害に強いまちづくりを進めるため、避難経路としての道路、橋梁の整備、避難地となる公園の整備、水道、電気、ガス、通信などのライフラインの確保などを推進するとともに、住宅密集地については、地域住民の協力を得ながら、計画的な市街地整備を進める。

また、災害発生時に対策や避難の拠点となる主要公共施設の耐震化及び防災機能の強化、防災設備の充実を図るとともに、耐震性が不足した住宅等の耐震改修を支援する。

一方、津波対策として、海岸保全施設の整備はもとより、避難場所の確保や公共施設の耐浪化を推進するほか、津波ハザードマップを作成する。

#### ② 風水害・土砂災害対策の強化

風水害・土砂災害を未然に防止するため、治山、砂防、地すべり防止や急傾斜地崩壊防止対策、森林の防災機能の確保などを推進するとともに、治水ダムの適正な維持管理や河川改修を計画的に推進する。

また、局地的な集中豪雨に対応するため、排水施設の維持や管理体制を構築するなど、浸水対策を推進する。

#### ③ 雪害・火災対策の強化

雪害を予防するため、消雪施設の整備や除雪機械の導入並びに更新を推進するとともに、除雪体制の更なる拡充を図り、快適な通行の確保に努める。

また、なだれ危険箇所においては、関係機関との協議のもと、なだれ防止施設の整備を図るとともに、危険箇所の警戒体制を強化し、交通規制などの必要な措置を講じる。

このほか、豪雪時に孤立が予想される集落の実態を把握し、地域住民を豪雪から守るため必要な事前措置を講じる。

一方、火災による被害を防止するため、防災拠点施設である新消防署、消防団車庫の整備を進めるとともに、消防団車両や資機材・装備、防火貯水槽等の計画的な整備を進める。

#### ④ 地域防災体制の充実

防災関係機関が災害時に応急、救助活動を円滑に実行できる有事即応体制の強化や緊急輸送道路の機能確保を図るとともに、国・県等の関係機関及び他地域、民間企業、団体との緊密な連携により、総合的な危機管理・防災体制の充実を図る。

また、地域防災力の向上を図るため、地域の防災活動を担う人材の確保・育成、避難行動要支援者の確認などの要配慮者対策を進めるとともに、災害ボランティア活動の支援、体制づくりに努める。

このほか、学校や地域での防災教育を推進するとともに、町内会や小学校区を単位とした自主防災組織による防災訓練等を通じて防災意識の高揚、初期対応力の強化を図るほか、土砂災害ハザードマップなどの活用により、避難場所、避難経路、危険箇所等の防災関連情報を分かりやすく周知する。

一方、防災に関する情報を迅速に伝達するため、同報無線系設備及び災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備を整備、補完するとともに、ラジオ、テレビ、町ホームページ、緊急速報メールなどによる情報伝達網の確立を図る。



町内会防災訓練



災害図上訓練

# 都市防災施設図

